

# こんなことでこま困ったとき時は

## 津別町あんしん生活サポートセンターほっと



あんしん生活サポートセンターほっとは、判断能力が十分ではない方が  
すみ慣れた地域で本人らしく生活できるようお手伝いするセンターです

# 本人の判断能力の状況

かね かんり  
お金の管理やいろいろな

てつづ こと  
手続きで困りごとが

とき  
あった時は…



ほんだんのうりよく  
判断能力は  
あるが  
にちじょうせいかつ  
日常生活の  
ほんだん  
判断に  
ふあん  
不安がある

かいもの けいやく  
買物や契約は  
ほぼできるが  
ほんだんのうりよく  
判断能力は  
ふじゅうぶん  
不十分

じょうよう  
重要な  
けいやくこうい  
契約行為は  
できないなど  
ほんだんのうりよく  
判断能力が  
いちじるしくふじゅうぶん  
著しく不十分

かいもの けいやくこうい  
買物や契約行為  
がまったくできない  
など判断能力に  
あける

りよう  
利用する  
せいど  
制度

りよう  
利用できる  
ないよう  
内容

りよう ひと  
利用できる人のめやす と お手伝いする人について

ほっと  
くらし  
サポート  
事業

つうちょう ぎんこういん  
通帳や銀行印の  
ほかん かんり  
保管や管理  
せいかつ  
生活するため  
ひつよう  
必要な支払い

りよう ひと  
利用できる人のめやす



しゃかいふくしきょうぎかい しょくいん ひつよう しほら  
社会福祉協議会の職員が必要なお支払いの対応  
など、本人のお金の管理のお手伝いをします。

にちじょうせいかつ  
日常生活  
じりつしえん  
自立支援  
じぎょう  
事業  
(福祉サービス  
利用援助事業)

にちじょうてき かね  
日常的なお金の  
かんり  
管理  
ふくしきサービス  
福祉サービスの  
りよう  
利用のお手伝い  
しよるい  
書類の預かり

りよう ひと  
利用できる人のめやす



せいかつしえんいん ていきてき ほうもん しほら じょうきょう  
生活支援員が定期的に訪問して支払い状況  
などを確認します。

せい  
成年  
ねん  
後見  
けん  
制度

ほう  
定  
てい  
後見  
こう  
けん

にちじょうてき かね  
日常的なお金の  
かんり  
管理  
けいやくこうい  
契約行為  
ふりえき けいやく  
不利益な契約の  
とりけし  
取消  
しよるい かくにん  
書類の確認と  
てつづ  
手続き



りよう ひと  
利用できる人のめやす

ほつ じょ じょ  
補助 保証 後見

せいねんこうけんにとんどう ほんにん ほうてき しえん  
成年後見人等が、本人を法的に支援します。

たと  
例えば…

せいねんこうけんにとんどう だいりにん あぱーと けいやく  
成年後見人等が代理人としてアパートの契約をすること  
こうか しょうひん か せいねんこうけんにとんどう とりけし  
や高価な商品を買っても成年後見人等が取消できます。

にん  
任意  
い  
後見  
こう  
けん

にんいこうけんけいやくこうせい  
任意後見契約公正  
しょうしょ か  
証書に書かれて  
ないよう  
いる内容にそって  
たいおう  
対応

にんいこうけんけいやく  
任意後見契約

にんいこうけんかいし にんいこうけんかんとくにんせん  
任意後見開始 (任意後見監督人選任)



じぶん ざいさんかんり  
自分で財産管理できなくなったときに、  
にんいこうけんにか かんり  
任意後見人が代わりに管理します。



# つべつちよう く さぽーとじぎょう 津別町ほっと暮らしサポート事業

ほんにん 本人または親族が、  
しんぞく 適切にお金を管理できなくなった時に本人、  
てきせつ かね かんり とき ほんにん  
または親族にかわってお金の管理をお手伝いします。

## りよう ひと 利用できる人

つべつちようない す ほんにん 親族が  
津別町内に住んでいる高齢者や障がい者等で、  
こうれいしゃ しょう しゃなど ほんにん しんぞく  
適切に金銭管理ができない人。また通帳や印鑑を紛失などのため、保管  
てきせつ きんせんかん り ひと つうちよう いんかん ふんしつ ほかん  
が必要な人。  
ひつよう ひと

## てつだ ないよう お手伝いできる内容

ほんにん つうちよう  
本人の通帳や

いんかん ほかん  
印鑑の保管



ぎんこう かね  
銀行などでお金を

おろす、振り込みをする



せいかつ  
生活するための

ひつよう しはら  
必要な支払い



## ひよう 費用について

りよう 利用にあたって、ひよう 費用はかかりません。





# 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

「生活支援員」が訪問し、生活の心配ごとや困りごとの相談を受けながら、福祉サービスの利用の手続きや、生活費の管理のお手伝いをします。

## 利用できる人

自宅で生活している人や、自宅での生活を予定している高齢者や障がいのある人で、日常生活の判断に不安がある人で、日常生活自立支援事業の援助内容を理解できる人

※医師による認知症の診断や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の有り無しは問いません。

## お手伝いできる内容

### 日常的金銭

#### 管理サービス

公共料金の支払いや預金からの生活費の払い戻しなど日常的なお金の管理のお手伝いをします。



### 福祉サービス

#### 利用お手伝い

福祉サービスについて情報提供や利用手続きや、利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝いをします。



### 大切な書類の

#### お預かり

預金通帳や証書など、大切な書類を金融機関の貸金庫(実費負担)で預かります。



## 費用について

1回(1時間程度)1,200円 かかります。

(生活保護を受けている人は、補助があるので費用はかかりません。)



# せいねんこうけんせいど 成年後見制度

知的障がいや精神障がい、認知症などによって、一人で決めることに不安や心配のある人に対して、本人の気持ちを聞きながら、財産を守ることや契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。

## りよう 利用するには？

### ① 相談



本人や家族、関係者があんしん生活サポートセンターに相談をします。

### ③ 家庭裁判所に申立て



本人の住所のある地域の家庭裁判所に書類を提出します。

※申立てできるのは、本人、配偶者、子など  
4親等以内の親族もしくは、市町村長等です。

釧路家庭裁判所 北見支部  
〒090-0065 北見市 寿 町4丁目  
代表 0157-24-8431

### ② 申立て書類の準備



弁護士や司法書士に依頼することや  
あんしん生活サポートセンターほっと  
てお手伝いもできます。

申立ての書類の準備をします。

(申立書や戸籍謄本、住民票、成年後見に関する「登記されていない証明書」、診断書、収入印紙などの費用も必要となるため、詳しくは申立てをする家庭裁判所に確認をして下さい。)

### ④ 成年後見人等の決定



後見人等が決まると、本人の支援が始まります。

## せいねんこうけんにんとう 成年後見人等とはどんな人になるの？

本人の気持ちや体の状態、生活状況に合わせてお手伝いをする人を家庭裁判所が選びます。例えば、家族や、市民後見人(専門的な研修を受けた地域住民)、福祉や法律の専門家です。

# 成年後見人等が『できること』と『できないこと』

こうけんにんとう

## 後見人等ができること

- 福祉や介護サービスの手続きのお手伝い
- 内容を理解せずにした契約の取消
- 入院や施設の入所手続きのお手伝い
- 日常生活の費用の支払いや  
お金の出し入れのお手伝い
- 定期的な訪問や状況の確認



こうけんにんとう

## 後見人等ができないこと

- 食事や掃除、買物などの家事をする。
- 手術をする、しないなどを決める。
- 身元引受人や保証人になる。
- 実際に介護をする。
- 話し相手になる。

## お手伝いできる範囲

障がいや認知症の程度によって、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、お手伝いできる範囲が変わります。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる人	重要な手続き・契約を ひとりで決めることに 不安がある人	重要な手続き・契約を ひとりで決めることが 心配な人	多くの手続き・契約を ひとりで決めることが 難しい人
受けることができる お手伝いの 範囲	一部の限られた手続き・ 契約を 「一緒に決めてもらう。」 「代わってしてもらう。」 「取り消してもらう。」	財産にかかる重要な 手続き・契約などを 「一緒に決めてもらう。」 「代わってしてもらう。」 「取り消してもらう。」	すべての契約などを 「代わりにしてもらう。」 「取り消してもらう。」

ほうしゅう

## 報酬について

それぞれのケースに応じて、家庭裁判所が金額を決定し、本人の財産の中から支払われます。





## 任意後見制度

将来、判断能力が低下してきたのために、財産の管理や施設の  
入所手続きなど自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、  
その内容と方法を決めておく制度です。

### 利用するには

あらかじめ判断能力が低下してきた時のために、財産の管理や施設の  
入所など自分に代わって行う人（任意後見人）と一緒に手伝ってもらう内容  
を書いた任意後見契約の登記を公証役場でします。

その後、認知症、精神障がいのため、本人がひとりで決めることに不安のあ  
る時に、住所のある家庭裁判所に任意後見監督人を選んでもらい、任意後見  
人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で決められた法律行為を本人に  
代わって行うことができます。

### 費用について

#### ① 公証役場で作成する任意後見契約に必要な金額

公正証書作成の基本手数料や、登記嘱託手数料、印鑑登録証明書  
戸籍謄本など おおよそ 30,000円

#### ② 家庭裁判所にお問い合わせする任意後見監督人選任に必要な金額

申立手数料や登記手数料など おおよそ 6,000円

※どちらの場合も、詳しくは公証役場、家庭裁判所に確認をして  
下さい。

### 北見公証役場

〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル（パラボ）5階  
電話 0157-31-2511

# 津別町あんしん生活サポートセンター-ほっと-が行う事業

## こうほう ふ きゅうけいはつぎよう む 広報・普及啓発業務

せいねんこうけんせいど かん じょうほう はっしん こうえんかい けんしゅうかい かいさい ちようみん かんけい き かん  
成年後見制度などに関する情報発信、講演会や研修会の開催など町民や関係機関  
かたがた はばひろ こうほう ふ きゅうけいはつ おこな  
の方々に幅広く広報・普及啓発を行います。

## そうだん もうした きぎよう む 相談・申立て業務

せいねんこうけんせいど りよう ひつよう ひと かぞく しえんしゃ かんけい き かん  
成年後見制度などの利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの  
そうだん たいおう せいねんこうけんせいど ひつよう ばあい もうした しえん おこな  
相談に対応します。また、成年後見制度が必要な場合は、申立て支援を行います。

## し みんこうけん にんようせいぎよう む 市民後見人養成業務


し みんこうけん にん ようせい けんしゅうかい じっし けんしゅう しゅうりよう かた こうけん にん こう  
市民後見人を養成するため研修会を実施します。研修を修了した方には、後見人候  
ほ しゃ とうろく かていさいばんしょ すいせん し みんこうけん にん かつどう  
補者として登録いただき、家庭裁判所へ推薦します。市民後見人には活動できるよう  
こうほう し えん おこな  
後方支援を行います。

## ほうじん こうけんぎよう む 法人後見業務

かていさいばんしょ けつてい もと しゃかいふく しきようぎかい ほうじん こうけんぎよう む じゆにん  
家庭裁判所の決定に基づき、社会福祉協議会が法人として後見業務を受任します。  
し みんこうけん にん とうろく かた ほうじんこうけん し えんいん しゃかいふく しきようぎかい  
市民後見人として登録された方は、法人後見支援員として社会福祉協議会の  
せんもんいん いっしょ かつどう にな  
専門員と一緒に活動を担うこともできます。

# つべつちよう せいかつ さ ぼ - と せん た - 津別町あんしん生活サポートセンター-ほっと-

うけつけじかん ごぜん じ ふん ごご じ ふん ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ  
【受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除きます）】

しゃかいふくしほうじん  
 社会福祉法人

つべつちようしゃかいふくしきようぎかい  
津別町社会福祉協議会

〒092-0292 あばしりぐんつべつちようあざさいわいまち ばんち  
網走郡津別町字幸町41番地

ちやくつうでんわ ファックス  
直通電話 0152-77-6211 F A X 0152-75-5043

つべつちよう せいかつ さ ぼ - と せん た - つべつちよう いたく う しゃかいふくしきようぎかい うんえい  
津別町あんしん生活サポートセンターは、津別町からの委託を受けた社会福祉協議会が運営しています。